63年度 市民税のあらまし

市の事業は、直接市民生活に結びつくものばかりです。また、その財源の多くは皆さんの負担する税金で賄われています。皆さんが快適で健康的な生活をするために税はどうしても必要なものです。

そこで、今回は、改正点なども含め市民税のあらましを紹介します。なお、県民税は市民税と一緒に課税されますので、ここでは併せて紹介します。

課税される人は……

前年中に所得のあった人で、ことしの一月一日現在に富士市に住所がある人に課税されます。また、市内に住所はないが事務所や店、家屋敷のある人にも課税（均等割だけ）されます。

〔所得控除の引き上げ額〕

（62年度→63年度）

基礎控除	26万円→28万円
配偶者控除	26万円→28万円
うち老人控除対象配偶者	27万円→29万円
同居特別障害者	34万円→36万円
扶養控除	26万円→28万円
うち老人扶養親族	27万円→29万円
同居特別障害者	34万円→36万円
同居老親	31万円→33万円

課税される所得は…

前年の所得で、皆さんが申告した確定申告書や市・県民税申告書に記載された所得です。なお、サラリーマンの人は事業所が市に提出する給与支払報告書によります。

所得控除って何…

所得控除とは、個人の事情を考慮して、一定の額を所得から差し引くことです。配偶者や扶養親族などの人的控除や、生命保険料や社会保険料控除、病気や災害など特別な出費に対する控除などがあります。

なお、上図のように六十三年度から人的控除の一部が引き上げられました。

◆配偶者特別控除とは

六十三年度から、世帯としての税負担を軽くするために配偶者特別控除が新設されました。

この控除は、従来の配偶者控除に上積みして、専業主婦やパートの主婦などに適用され、下図のように最高十四万円まで控除されますが、夫の合計所得金額が八百万円以下の場合に限ります。

妻のパート収入と夫の控除額

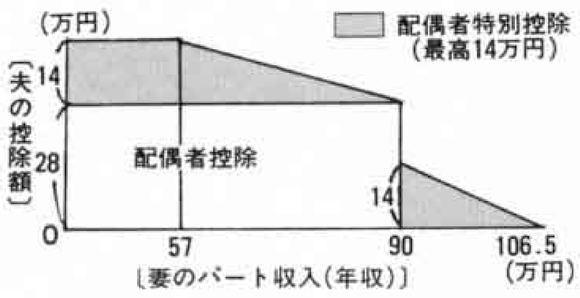

所得割と均等割

市民税・県民税は均等割と所得割に分けて課税し、その合計額が一年間に納付する税額になります。

◆所得割

所得割は、所得の多寡に応じて税率の変わる累進課税制度を採用しています。したがって所得が多くなるにつれて税率が高くなります。富士市では標準税率により課税していますが、今回の税法改正で税率が十四段階から七段階に緩和されました。

〔所得割の税率〕

	課税標準額	税率	速算控除額
市民税	60万以下	百分の3	0円
	60万こえる	〃 5	12,000
	130万こえる	〃 7	38,000
	260万こえる	〃 8	64,000
	460万こえる	〃 10	156,000
	950万こえる	〃 11	251,000
	1,900万こえる	〃 12	441,000
県民税	130万以下	百分の2	0円
	130万こえる	〃 3	13,000
	260万こえる	〃 4	39,000

◆均等割

均等割の税率は、その市町村の人口に応じて左図のように定められています。

富士市の場合は標準税率を採用。人口は二十二万ですから、市民税が二千円、県民税が七百円です。

〔均等割の税率〕

富士市該当欄

人口		人口50万以上と東京都23区	人口5万以上50万未満	人口5万未満
市民税	標準税率	2,500円	2,000円	1,500円
	制限税率	3,200円	2,600円	2,000円
県民税		700円	700円	700円

納める方法は…

自営業などの人は、市から送付される納税通知書で年四回に分けて納めてください。これを普通徴収といいます。

サラリーマンの多くは特別徴収といって、六月から翌年五月まで十二回に分けて毎月の給与から天引きされ、給与の支払者がまとめて納めます。